指定証記載事項変更届

覚醒剤取締法第30条の５において準用する同法第12条第２項の規定により、覚醒剤原料取扱者の指定証の記載事項に変更を生じたので、指定証を添えて届け出ます。

令和　　年　　月　　日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

届出義務者続柄

氏名（法人にあつては、名称）

岩手県知事　様

|  |  |
| --- | --- |
| 指定の種類 |  |
| 指定証の番号 | 第　　　号 | 指定年月日 | 年　　月　　日 |
| 変更すべき事項 |  |
| 変　更　前 | 業務所の名称 |  |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 変　更　後 | 業務所の名称 |  |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 変更の事由及びその事由の発生年月日 |  |